

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成30年6月18日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時47分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

内 海 成 和 小久保 かおる 針 谷 育 造

氏 家 晃 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

平 池 紘 士 小 堀 良 江 梅 澤 米 満

中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	茅原	剛
総合政策部副部長	小保方	昭洋
総務部長	川津	浩章
危機管理監	榎本	佳和
財務部長	杉山	知也
消防長	石田	栄
総合政策課長	増山	昌章
蔵の街課長	中田	芳明
総務課長	名淵	正己
職員課長	瀬下	昌宏
危機管理課長	糸井	孝王
管財課長	萩原	雄一
財政課長	寺内	秀行
市民税課長	海老沼	文明
資産税課長	山野井	広実
消防総務課長	上岡	健司
消防総務課主幹	小川	信幸

平成30年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成30年6月18日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第69号 栃木市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第70号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第71号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 財産の取得について
- 日程第5 議案第77号 財産の処分について
- 日程第6 議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）
- 日程第7 陳情第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第69号 栃木市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） おはようございます。本日は、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第69号 栃木市長の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は15ページから16ページ、議案説明書は1ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の1ページをごらんください。

提案理由であります。市長公約である市の財政健全化を進めるに当たり、市長の給与を減額する措置を講じるため、本条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の15ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の16ページをごらんください。条例案となりますが、第1条は趣旨規定でありまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、市長の給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例に定める額から

30%を減額する。また、期末手当の算定の基礎となる給料月額につきましても同様に減額するというものでございます。

附則であります。第1項につきましては、この条例は平成30年7月1日から施行する。

第2項につきましては、この条例は、平成34年4月24日またはこの条例の施行の際、現に市長の職にある者の退職の日のいずれか早い日限り、その効力を失うというもので、この条例が現市長の在任中に限り効力を有することを定めております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 再度確認をさせていただきます。

金額的な数字なのですが、どんなような数字になるのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 減額の額でございますが、給料月額につきましては102万円が71万4,000円になります。削減額としまして、月額30万6,000円、年間で367万2,000円となります。期末手当につきましても、年間約488万円が約341万6,000円となりまして、削減額は約146万4,000円となります。年度単位で申し上げますと、合わせた合計の削減額は513万6,000円となります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） あのときもちょっと質問等出たのですけれども、押さえなのですが、このことが、例えば市長の気持ちをちょっと酌むと、職員の給与とか、我々議会のほうにも波及してくるのかなという質問はあったと思います。あくまでも市長の公約であり、市長の考えである。私は、そこまで踏み込む必要はまだないのかなというふうな持論を持っているのですが、そこら辺について、ちょっとお考えをお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 今回は、市長の公約の実現を優先させていただきまして、市長給与の減額条例を提出させていただいたところでございます。市職員等その他につきましては、まだ現段階では、事務レベルでの検討はいたしておりません。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 持論を持っているというのは、職員は職員で、やはり組合等あると思います。議会は議会でもきちっと議会から発議という形が一番いいというふうに思っているほうなのですが、これが市長が公約であるから減らしていくのだと。そうすると、極端なことを言えば、市民の

ほうからも、では栃木市全体としてはどうなのだということも波及しかねないというふうに思っております。そこら辺が、まだそういうことはないといいますが、やはりそれは自信を持って、市民のために奉仕者でありますので、市長は市長、言い方は変ですけども、市長の公約だけにおさめていただきたいなというふうに思っておるところです。議会も定数削減しました。私は、全体的に見ると、議会報酬は、議会の話ですけども、0.9%なのです。ほかの市町村団体に比べると1.3とか、1.4なのです。私は低いと思っているので、あえて公約である市長だけということであれば賛成しますが、ほかに波及するのであれば、ちょっといかがなものかなと思っています。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 意見でよろしいですね。

○委員（天谷浩明君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかにご質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第69号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第70号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） よろしくお願いたします。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第70号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は17ページから44ページ、議案説明書は2ページから56ページとなります。初めに、議案

説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の2ページをごらんください。

提案理由であります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては、記載のとおりであります。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、5ページ、6ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。改正案第1条関係であります。第20条につきましては、法改正に伴い、延滞金の額の計算について定めた規定の項ずれにより引用条項の整理を行うものであります。

次に、第23条につきましては、字句の整備を行うものであります。

次に、第24条につきましては、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の所要要件及び均等割非課税限度額が10万円引き上げとなることに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、7ページ、8ページをごらんください。第31条につきましては、法改正に伴い、字句の整備を行うものであります。

次に、第34条の2及び第34条の6につきましては、個人の市民税の基礎控除額及び調整控除額に前年の合計所得金額2,500万円の所得要件を設けるものであります。

次に、9ページ、10ページをごらんください。第36条の2につきましては、市民税の申告について、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し等に伴い、規定の整備を行うものであります。

ページが飛びまして、13、14ページをごらんください。第47条の3及び第47条の5につきましては、法改正に伴い、年金特別徴収義務者及び年金所得に係る仮特別徴収税額について規定の整備を行うものであります。

次に、15、16ページをごらんください。第48条につきましては、租税特別措置法の適用を受ける場合、控除すべき額を法人市民税の法人税割から控除すること及び大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定を整備するものであります。

次に、19、20ページをごらんください。第52条につきましては、法人市民税の納期限延長に係る延滞金について、申告後減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合に、納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その期間を控除して計算することについて規定の整備を行うものであります。

次に、23、24ページをごらんください。第53条の7につきましては、施行規則の改正に伴い、特

別徴収税額の納入に係る引用条項の整理を行うものであります。

次に、第54条につきましては、対象となる家屋の附帯設備を規定した施行規定の改正に伴い、固定資産税の納税義務者等に係る引用条項の整理を行うものであります。

次に、25、26ページをごらんください。第92条から31、32ページの第98条までにつきましては、加熱式たばこの普及に伴い、市たばこ税に関する規定に製造たばこの区分及び日本たばこ産業株式会社等が売り渡し、消費、輸入等をした加熱式たばこを製造たばことみなす規定の新設、また加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法及び税率の引き上げ等規定の整備をするものであります。

次に、31、32ページの下段をごらんください。ここからは附則の改正となります。附則第3条の9につきましては、第20条と同様に延滞金の額の計算について定めた規定の項ずれにより規定の整備を行うものであります。

次に、33、34ページをごらんください。附則第4条につきましては、法人市民税の納期限延長に係る延滞金の規定の整備を行うものであります。

次に、35、36ページをごらんください。附則第5条につきましては、個人の市民税の所得割の非課税限度額が10万円引き上げとなることに伴い、規定の整備を行うものであります。

附則第10条の2につきましては、わがまち特例の特例項目について、再生可能エネルギー発電設備の追加及び生産性向上特別措置法により、中小企業が導入促進計画に基づき生産性向上に資する設備投資を行った際、固定資産税をゼロとする特例措置の追加、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設の削除及びそれに伴う項ずれによる規定の整備を行うものであります。

次に、37、38ページをごらんください。附則第10条の3につきましては、政令の改正等に伴う引用条項の整理及びバリアフリー改修が行われた劇場等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を新設するというものであります。

次に、43、44ページをごらんください。附則第17条の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴い、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例に係る規定の項ずれを整理するというものであります。

次に、第2条関係であります。第94条につきましては、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法の割合の変更に伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、45、46ページをごらんください。附則第10条の2につきましては、わがまち特例に係る引用条項の項ずれを整理するものであります。

次に、第3条関係であります。第94条及び47、48ページの第95条につきましては、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法の割合の変更及び税率引き上げに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、第4条関係であります。第94条及び次の49、50ページの第95条につきましては、加熱式

たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法の割合の変更及び税率引き上げに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、第5条関係であります。第94条につきましては、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法について規定の整備を行うものであります。

次に、51、52ページをごらんください。栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。附則の改正となります。附則第6条につきましては、旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、現行の税率の適用期間の変更及び平成31年10月1日以降の税率引き上げに伴う規定の整備を行うものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の17ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、18ページをごらんください。条例の改正文となりますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則について説明させていただきます。

ページが飛びまして、31ページをごらんください。下段にあります、附則第1条により、この条例は、公布の日から施行するというものであります。ただし、次の第1号から第10号につきましては、当該各号に定める日からそれぞれ施行するというものであります。

次に、33ページをごらんください。第2条以降につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

以上が、このたびの改正の主な内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） かなり盛りだくさんで、ちょっとたばこ、たばこって、また税金かよみたいな話なのですが、全体の話で聞きます。この法改正によりまして、税収の面で、どんな変化が出るのか。

もう一つ、個人と法人というのは、多分分けられると思うのですが、その辺についての税収の見込みというか、こんなふうになるのだという試算があればお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 2点になりますけれども、よろしいですか。

海老沼課長。

○市民税課長（海老沼文明君） このたびの法改正につきましては、個人の所得税、住民税関係の改正につきましては、ほとんどが平成33年1月からの改正になりますので、そこまでの試算は、今の

ところはしておりません。

また、たばこ税につきましては、今年の10月1日から改正になるわけですが、たばこ税につきましては、紙巻きたばこが1本当たり10円ですか、値上げするというので、本年度につきましては、200万円程度の税収、来年以降は2,000万円の税収を見込んでおります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。平成33年から施行ということなのですから、ざっくり雰囲気はわかるのではないかと思います。多分このぐらいの対象者がいるので、こうだから、こうなのかなと。やはり先読みというのではないのですけれども、議案も急に出てくるのでしようけれども、もしそこら辺が、もうちょっと具体的にわかればなというふうに思って、ちょっと再質問したいのですが、ざっくりでいいです。多分こんな感じで、このぐらいな減少になるとか、多分こんなので横ばいだとかということが、何となくわかるのではないかと思います。そこら辺お願いします。

○委員長（福田裕司君） 海老沼課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 個人住民税につきましては、所得控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円上がったということで、大多数の方は変わらないのですが、境界線上にある方が、個人の均等割がかかる方が増えてくるかと思えます。また、給与所得で2,400万円から軽減され、2,500万円で控除のほうがなくなるということで、そういう高額収入の方につきましては、ある程度の税金が上がるかと思われます。金額にして幾らかというのは、まだ試算していないわけなのですが、人数でいいますと、まず給与の年収が850万円の方が約3,000人おると。それと、給与の所得金額が2,400万円を超える方が220人いるということです。金額については申しわけありません。はじいておりません。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） まさしく盛りだくさんで、法律家にはなれないなと思った次第ですが、こういったことを具体的に現場におろしてくるのが行政マンだといえば、それまでなのですが、これが経過措置というのは、税体系が変わるということが1点と、あとこちらへの対応ということもあるのかなと思うのですが、そういったマンパワーが足りなくなると、こんなのはちょろいものだよというイメージなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。例えば事務局がストップをかけてしまうとか、あるいは今のままでエクセルのワンボタンではありませんけれども、ぱっとできてしまうのだよとか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 海老沼課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 課税につきましては、申告というのが前提になっていまして、あとは資料の収集等がございますが、法改正によって変わったものについては、システム上で変わりが

すので、それほど複雑ではないのですが、職員のほうが理解するというか、覚えるのが大変かと思
います。費用については、改めて増えるとか、そういうのではないと思いますが、職員の知識とい
うか、そういうのが必要になってくるかと思ます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 了解です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 条文の内容について、ちょっとお聞きしたいのですけれども、議案説明
書の33ページ、期限内の延長に係る延滞金の特例ということで書いてあります。その中で商業手形
の基準割合率が5.5%を超えて定める日から5.5%以下を定める日の前日までということで書いてあ
るのですけれども、その特例基準割合を省くというふうなことが書いてあるのですけれども、この
内容について、ちょっと理解ができないのだけれども、教えていただきたいのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 議案説明書の33ページですか。

○副委員長（福富善明君） 議案説明書の33ページ、期限内の延長に係る延滞金の特例というこ
で書いてあります。その内容について、ちょっとわかりませんので、詳しく説明をお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 海老沼課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 内容的には変わっていないのですが、法改正によって条項がずれた
項目を直したということなのですが、その中身の5.5%とか、そういうのは細かい資料が今はない
ので、正確にお答えできないのですが、中身は変わっていません。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 今の状態だと、説明できないということに聞こえるのですけれども、こ
の常任委員会が終わるまでに資料を調べていただいて、お教え願いたいのですけれども、よろしく
お願いします。

○委員長（福田裕司君） 海老沼課長、それでよろしいでしょうか。

○市民税課長（海老沼文明君） お願いします。

○委員長（福田裕司君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご静粛にお願いします、議事進行中なので。済みません。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第70号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、議案第71号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

山野井資産税課長。

○資産税課長（山野井広実君） よろしくお願いたします。ただいまご上程をいただきました議案第71号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は45ページから48ページ、また議案説明書は58ページから64ページであります。初めに、議案説明書により説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案説明書の58ページをごらんください。

提案理由であります。地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要といたしまして、1つ目には、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の適用を受けようとする者が行うべき申告について規定をすること、2つ目には、引用条項を改めることとであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。恐れ入りますが、59ページ、60ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案であります。

60ページの附則第9項につきましては、文部科学大臣の認定を受けた劇場や演芸場などの施設について、高齢者や障がい者等に対応したバリアフリーの改修工事を行い、税の軽減を受けようとする者が行うべき申告などについて規定するものであります。また、そのほか第10項以降につきましては、引用条項を整理するものであります。

以上が、新旧対照表による説明であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、45ページをごらんください。こちらからは制定文及び改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表により説明をさせていただきましたので、附則について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、48ページをごらんください。中段にあります施行期日であります、附則第1項により、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項につきましては、平成31年4月1日から、また附則第18項及び第19項については、土地再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行するというものであります。

また、附則第2項につきましては、経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 多分これは対象物はないような気がするのですが、改めて確認します。

これについての対象物というのですか、当てはまるものはあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 山野井課長。

○資産税課長（山野井広実君） 実演芸術公演施設の関係でよろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○資産税課長（山野井広実君） 現在のところ、栃木市にはございません。

○委員長（福田裕司君） ほかは。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第71号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第76号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） ただいまご上程をいただきました議案第76号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書は62ページ、議案説明書は95ページ、96ページでございます。初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書95ページをごらんください。

提案理由であります、栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車2台が老朽化したため、消防ポンプ自動車2台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の62ページをごらんください。財産の取得についてであります、1、財産の表示につきましては、消防ポンプ自動車2台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件つき一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては3,002万4,000円であります。

4、取得相手につきましては、小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一であります。

入札に参加した業者は11社、落札率は97.20%であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 何点か質問させていただきます。

まず1点目、この消防ポンプ自動車2台ということですが、どこの分団に配置される予定でしょうか。

○委員長（福田裕司君） 小川主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） まず、1台は栃木方面隊第11分団第2部、担当地区にあつては梅沢町、大久保町です。あと1台は、大平方面隊第2分団第1部、担当地区は大平町横堀、牛久、北武井でございます。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 老朽化したということですが、現所有の消防車両経過年数、何年ぐらい経過しているか、お教えてください。

○委員長（福田裕司君） 小川主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 現在11分団2部の車両は、経過年数は19年5カ月、大平方面隊2分団第1部の車両は19年9カ月でございます。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 約20年経過したものを更新していくということのようでございます。

あとは、もう一点お聞きしたいのは、今度消防ポンプ、消防車を、大きさによって免許の問題が出てくるということでございます。今度は大きなポンプ車だと普通免許で運転できないということのようでございますけれども、今回購入する消防車両、大きさはどの程度か、お教えてください。

○委員長（福田裕司君） 小川主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 今回購入する車両は、運転規制の前の型で5トン未満の車両となります。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 5トン未満ということで、普通の免許で運転できるということよろしいですか。

○委員長（福田裕司君） 小川主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 現在一番新しい免許ですと、3.5トン未満の免許ですので、運転はできません。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうすると、今度は新しい免許を取得しないと、その5トン未満の消防車両は運転できないということよろしいですか。

○委員長（福田裕司君） 小川主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうしますと、今回はそういう車両を購入するということですが、今後はどういう車両を、3.5トン未満の消防車両を購入する考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 小川主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 今回の購入に関しましては5トン未満でしたが、今後は新しい免許で運転できる車両を購入していきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今回は、そういう車両であるということなのですが、今後は消防団員の車の免許の関係もございまして。そういった車両を購入する場合には、その3.5トン未満の車両を購入していただいて、消防団員が従来の免許で運転できるような、消防活動ができるような車両にしていきたいと思っております。これは要望でございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質問は。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 今回の入札の条件で、事前審査型条件つき一般競争入札ということなので、

この条件というのは、どのような条件をつけられて入札をされたのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 小川主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 質問にお答えいたします。

事前審査型条件つき一般競争入札とは、入札等で示した条件の参加審査を入札参加希望者全員に対して入札前に行い、入札参加資格者を決定し、入札を実施する方式となります。

○委員長（福田裕司君） 条件の中身が知りたいというのでしょうか、どういう条件があるのだから。

では、川津部長。

○総務部長（川津浩章君） 今回の入札では、まず入札参加資格者名簿に登録があること、それから地方自治法の施行令の契約を締結する能力を有しているかどうか、それと入札の参加制限はあるかないか、それと消防車両販売に登録されているかどうか、それと過去10年以内に消防ポンプ自動車の新車の納入実績があるかどうかというようなことが参加要件になっております。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。それで、白石議員の質疑の中で、今回合資会社の渡辺商店になるのですけれども、11社の中で、ここに決まってしまうのですけれども、その下がモリタ東京営業所とおっしゃったかなと思うのですけれども、モリタ東京営業所の代理店が、ここかなと思ったのですけれども、ちょっとその確認をさせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 川津部長。

○総務部長（川津浩章君） 合資会社渡辺商店としては、その販売店でありまして、モリタ東京営業部というところは、やはり消防ポンプ車を扱っている会社で、渡辺商店が株式会社モリタの下とかというわけではないということです。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 関連なのですけれども、合資会社渡辺商店で、事前審査型条件つき一般競争入札で入札に参加されたということなのですから、この合資会社と同じような販売店というのは県内でどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 川津部長。

○総務部長（川津浩章君） 今回の入札に関しましては、8社がメーカーであります。そのほか3社が販売卸の会社ということでございます。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 今の話は、私は栃木市の業者であれば栃木市の業者に入札参加していただきたいし、近くに業者があれば近くの業者に参加していただきたいし、栃木県であれば栃木県の業者に参加していただきたいという目的なのですから、そこら辺のところ、その参加した中で、栃木市以外でも、その業者の場所がどこら辺の業者だか、ちょっと確認させていただきたい。

○委員長（福田裕司君） 入札参加者の所在ということを知りたいのではないかなと思うのですけれど。

ども、川津部長。

○総務部長（川津浩章君） すぐにはちょっと手持ちの資料がないので、後で答えさせていただきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） さっきと同じように後日報告をお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第76号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第77号 財産の処分についてを議題といたします。
当局から説明を求めます。

萩原管財課長。

○管財課長（萩原雄一君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第77号 財産の処分につきましてご説明させていただきます。

議案書は63ページであります。また、議案説明書は97ページから99ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の97ページをお開きください。

提案理由であります。栃木ウーヴァFCの練習場用地として、栃木市岩舟町三谷地内の土地を株式会社日本理化工業所に売却することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、98ページをごらんください。土地の所在は、一覧表のとおりでありまして、栃木市岩舟町

三谷字尾籠1096番1外16筆、1万5,979平米であります。

次に、99ページをごらんください。位置図でありますが、岩舟総合運動公園や遊楽々館の東側、図面中央部の黒く塗り潰したところが売り払い対象用地となっております。

続きまして、議案書の63ページをお開きください。財産の処分の内容につきまして、ご説明させていただきます。初めに、1、財産の表示であります。種別は土地、地目は雑種地外、面積は1万5,979平米、所在は栃木市岩舟町三谷字尾籠1096番1外16筆であります。

次に、2、売却の方法につきましては、随意契約による売却であります。

次に、3、売却予定価格につきましては2,700万円であります。

次に、4、売却相手は、東京都品川区大井1丁目20番6号、株式会社日本理化工業所、代表取締役社長大栗崇司であります。

なお、本案件につきましては、5月22日に土地売買の仮契約を締結いたしました。本議会の議決をいただいた後は、仮契約が本契約へと移行され、土地代金2,700万円の納入を確認次第、登記等の移転手続を行ってまいります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） たしか議員研究会でも、これはやっているのですね。旧岩舟町の所有物と言ったらおかしいけれども、やっているわけです。このときに針谷委員さんが、前のことを話していただきました。別にこれが反対とかではないのですが、いいなというふうに思っているのですが、2,700万円で売却するというので、実際その公簿上の価格というのですか、取得価格が、例えば何かあのときの話は結構高かったような話で取得していたと、旧岩舟町が。そういう差額はどうかを、ちょっとまず金額と考え方を教えてください。

○委員長（福田裕司君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） この売却価格につきましては、不動産鑑定価格でございます。2,700万円でございます。これは1平米当たり1,690円、1坪に換算しますと約5,577円です。旧岩舟町の買収価格、これにつきましては1平米当たり約4,000円、坪換算にいたしまして約1万3,200円ということで、当時購入いたしております。金額が実際今回の販売価格については下がってしまっているところなのですが、これにつきましては、こういった土地がどんどん下がっている状況でありまして、実際ウーヴァのほうからこういった要望がなければ、今後管理費とかかかってくる形も想定されますので、普通財産につきましては、利用していないところにつきましては、可能な限り早い時期に売買していきたいと考えておりますので、この金額でやらせていただくことで考えております。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それは当然時代的に仕方がないと思います。その公募上の乖離というか、差額というか、こちら辺は会社でいえば損金か何かでおっことしてしまうけれども、実際にはどんなふうな処理をするか、ちょっとお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） 処理は別にしておりません。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 私この金額についてどうこうというのではなくて、要望をさせていただきます。

現場が下り坂であります。道路も狭い状況でありますので、ほかの課と連携して、交通事故に遭わないように道路改良のほうをお願いしたいということです。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 要望だそうですので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第77号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第6、議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第67号 平成30年度栃木市一般会計

補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,528万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641億6,472万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

地方債の補正は、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債の補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。6ページをごらんください。第2表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります小学校施設整備事業、次の中学校施設整備事業、最後の伝建地区拠点施設整備事業の3件につきまして、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ございません。

ページが飛びまして、15ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。15ページは歳入、次の16、17ページは歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入についてご説明させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額328万円の増額であります。説明欄の地方創生推進交付金につきましては、小江戸栃木市の新名物「とちぎ江戸料理」を活用した観光まちづくりと誘客促進プロジェクト事業に対する国庫補助金であります。

次に、6目4節社会教育費補助金は、補正額720万円の増額であります。説明欄の文化財建造物等活用地域活性化事業補助金につきましては、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区のみそ工場跡地における伝統的建造物等の修理工事監理業務に対する国庫補助金であります。

20ページ、21ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1億4,517万4,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財政調整として基金から繰り入れ、増額補正するものであります。

その下の21目1節大澤基金繰入金は、補正額7,585万4,000円の減額でありまして、小学校洋式トイレ改修及び赤麻小学校屋内運動場大規模改修が平成29年度補正予算において前倒し計上となったため、減額補正するものであります。

次に、20款5項4目2節雑入は、補正額630万円の増額であります。説明欄の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）につきましては、自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対する一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金を増額補正するものであります。

次に、21款1項6目1節小学校債は、補正額2億710万円の減額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校洋式トイレ改修及び赤麻小学校屋内運動場大規模改修が平成29年度補正予算において計上となったため、減額補正するものであります。

次に、2節中学校債は、補正額1,040万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、東陽中学校敷地拡張整備事業費に充てる起債を下りの防災対策事業に変更することにより増額補正するものであります。

次に、3節社会教育債は、補正額540万円の増額であります。説明欄の一般補助施設等整備事業債（伝建地区拠点施設整備事業）につきましては、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区のみそ工場跡地における伝統的建造物の修理工事監理業務の追加に伴い市債を増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。2款1項2目文書広報費は、補正額27万円の増額であります。説明欄の法規管理費につきましては、これまで公益財団法人栃木県市町村振興協会が法制支援事業の一環として栃木市が使用する判例体系システムの使用料を本市にかかわって負担しておりましたが、平成29年度をもって同支援事業が終了となったことに伴う本年度分の判例検索システムの使用料であります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、文書管理システムを運用するサーバーのリース期間終了後、情報システム課のサーバーを利用することに伴うバックアップソフトの購入費及び同ソフトのインストール設定作業委託料であります。

次に、13目地域づくり費は、補正額284万4,000円の増額であります。説明欄の地域おこし協力隊活動事業費（総合政策課）につきましては、現在総合政策課において1名委嘱し、栃木市全体を活動拠点として活動を行っていますが、今回1名増員し、星野、出流地区と限定し、そばや遺跡といった地域資源を生かした地域おこしを行うための活動費であります。

続きまして、ページは飛びますが、38、39ページをお開きください。9款1項5目災害対策費は、補正額100万円の増額であります。説明欄の防災対策事業費であります。自主防災組織である日ノ出町自主防災会が、地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対するコミュニティ助成事業助成金であります。

続きまして、46、47ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費は、補正額1,440万円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費であります。嘉右衛門町伝統的建造物

群保存地区のみそ工場跡地において伝統的建造物等の修理を行うに当たり、市職員が工事監理を行う予定でありましたが、国から監理体制について指摘を受けたため、これを見直し、工事監理業務を委託することにしたため、増額補正するものであります。

以上をもちまして平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）に係る所管関係部分について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 歳入のほうの21ページの雑入の中で、ちょっと早口で、よく聞き取れなかったものですから、申しわけございません。

雑入の中の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）、ここがちょっとよく聞き取れなかったのです。ここに書いてあるだけ見ると、防災ラジオが買われたのかなと思ったのですけれども、説明を聞いていると、何かそうではないようなので、もう一度ちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（福田裕司君） 寺内課長。

○財政課長（寺内秀行君） ここは確かにラジオの販売かなと思うのですけれども、そうではなくて、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金事業助成金というものが入りまして、これは歳出のほうで申し上げますと、先ほど日ノ出町というような名称が出たかと思うのですけれども、日ノ出町に対する補助金が1回市に入って、それで日ノ出町のほうに行くという事業でございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。では、歳出のほうで、23ページで、地域づくり費で、この説明の中で地域おこし協力隊活動事業費ということで、今説明を伺ったのですが、今現在2人、メンバーがいるかと思うのですけれども、そこにもう一人入るということでよろしいですか、確認させていただきます。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

ご指摘のように、あと一人、新たに募集したいということでございますが、今年度当初2名の地域おこし協力隊が活動しておりましたが、1人、自己都合でおやめになりまして、現在は1人が活

動している状況であります。よろしくお願いたします。

○委員長（福田裕司君） 入野委員、よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 関連でよろしいですか。この2名の活動内容、状況を教えてください。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 2名につきまして、1名は私ども総合政策課で所管している協力隊員でありまして、インキュベーション施設のパーラートチギを拠点に、パーラートチギに集う若い方と協力をしながら、市内全域を対象に活動をしているところであります。各地の特産品のPRやら、農業関係の体験もしているようですし、現在は寺尾地区で少し小屋を設けまして、そこで地元の皆さんの草刈りですとか、そういったところにも最近の話題ですけれども、協力をさせていただいたり、地元への定着、地元の活動への協力というのをしているところであります。

もう一名につきましては、伝建地区を拠点にして活動しておりまして、伝建地区のPR、それから地元とのイベントの開催等しておりましたが、都合により、最近おやめになっております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） これは報酬ということで、年間大体どのぐらい活躍、活動されているのでしょうか、1人当たり。おおよそで結構です。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 少しお待ちください。申しわけありませんでした。1人当たり約200万円、年間ですと、200万円の予算を計上しております。今回は、9月からの予定でございますので、160万円ほど要求したいということでございます。

以上であります。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 金額ではなくて、活動日数を教えていただきたい。おおよそで結構です。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

通常毎日の勤務をしておりますので、9時から5時までというような形で、非常勤職員として勤務をいただいているところであります。済みませんでした。

○委員長（福田裕司君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 人口減少の流れの中で、このまちおこし、地域おこし協力隊というのは全国的に非常に勢いがあるという記事がありまして、6割が大体定着、そこに住み続けていくというふうに記憶をしています。1週間前ぐらいの記事だったでしょうか。

それで、今回お一人、伝建地区にいらっしゃった方がおやめになった、兵庫県のほうからいらっしゃっていた方かと思いますが、自己都合でお帰りになったということなのですが、寿退社ではないけれども、何かそういうふうな、こちらに問題点とか、そういうことがあったのかなかったのか。なかなかこれは難しいところですが、大事なことなので、お願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 中田課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

鶴田隊員ということで、嘉右衛門町伝建地区に住んで、それで盛り上げるというような活動をやっていただいております。そして、委員おっしゃいましたとおり、兵庫県西宮市から、若干20代で、1人で住んでいたということがありまして、当初は大変元気にやって、地域の方とも本当にうまくやっていたので、我々もとても期待をしていたところではあるのですが、いかんせん20代の若い女の子というようなことなものですから、心身ともに活動しているということも含めてなのですが、やはり遠いところから来ているということで、ちょっと疲れて、一時実家に帰るというような経緯があったということでありまして、我々課としてもサポートが足りなかったのかなというふうな反省をしているところではございますが、そのような経緯がございました。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 関連で、そのことについては了解をいたしました。

今回、全市を対象にした方が1名、そして今の方がもう一名いらっしゃったということですが、これはある程度計画的にというよりは、何か課題があって、そういった、その課題に対して、例えば向こうの伝建地区でいえば、そういった若い人の、そういった新しい、フレッシュな方ということで、そういう方をお呼びしているというか、そうではなくて、何名か集めるのだということではないでしょうけれども、そういう計画的に、あるいは事案の、課題のあるところの隊員がいないだろうかというふうな集め方をしているのか、そのことについてお聞きします。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

年間何名、それからこれから何名というような形での計画的な募集を行っているわけではございません。ただ、今回出流、星野ということで考えましたのは、やはり地元からも少しお話をいただいております。それから、明確な地域資源があるというようなところで、十分活用できるのではないかと、現状なかなか募集をかけてもすぐに集まるのかというようなところもあります。その辺勘案いたしまして、地元からの要望、それから明確な地域資源があって十分に活用できるのではないかと、そのような条件から、6月補正、今回で、これについては若い人、若い人に限らずですけれども、都市部の方をできればこちらに誘致して、地域の活性化に取り組んでいきたいというようなことでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） もう一点お願いします。

そうしますと、例えばそういった募集をかけた場合に、たくさんの方が募集してこられるという
ような状況なのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 私のほうで承知しておりますのは、なかなか厳しいというような状
況をお聞きしております。数年前ですと、結構手が挙がったようなことも聞いているのですけれど
も、最近ではなかなかたくさんの方に応募いただけるような状況ではなくて、市として積極的にP
Rをして、何とか確保していきたいというようなことでありまして、余り楽観はしておりません。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 了解をいたしました。全国的には非常にマスコミへの露出度も大きいですが、
課題等も出始めているというか、そういうところかと思えますので、しっかりと情報を集めたり、
この次集めるときには、こういうことでやろうというふうにさせていただければと思います。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（福田裕司君） ここで、先ほど福富副委員長のほうからちょっと質問が、保留していた部
分があるので、川津部長、お願いします。

○総務部長（川津浩章君） 先ほどの福富副委員長のご質問につきまして、資料が入りましたので、
お答え申し上げます。

今年度の消防車両販売に登録されている事業者であります。市内が10社、市内に営業所のある

事業者が1社、準市内ですね。県内が7社、準県内が1社、県外が9社ということで、合計28の事業者が登録されております。であります、入札の公告で条件をつけております、一番重要なところではありますが、過去10年以内に消防ポンプ自動車の新車納入実績がある者ということがついておりますので、なかなか市内の業者が入札できるというところまでいっていないのが実情でございます。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 市内で実績がないという業者さんが多いということで、市内ではなかなか難しいという話が出てきました。であります、なるだけそこらのところ、ある程度条件を勘案して、市内の業者さんを採用していただく方法も考えていただければと私は思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 川津部長。

○総務部長（川津浩章君） 福富副委員長さんのおっしゃられることも、担当といたしましては十分理解させていただくのですが、実際に使う側の消防とすると、その実績があるところが、やはり信頼できると。それと、買った後のメンテナンスなんかの関係もありますので、そういうことで、このような条件をつけさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） いろいろやはり限定があるというような話なので、私としては、市内のほうの業者を使っていたきたいという要望なのですけれども、そういう条件であれば、やむを得ないという状況でありますので、今後とも検討の課題としてください。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 要望ということで、よろしく願いいたします。

あと、市税条例のほうの質問につきましては、後日福富副委員長のほうに直接お答えするという
ことで、よろしいですか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 勉強の範囲なので、この場で答弁していただければ最高なのですけれども、事情があってできないということであれば、わかりやすく説明をお持ちいただければ結構でございますので、後日お待ちしております。よろしく申し上げます。

○委員長（福田裕司君） そのように決定いたします。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（福田裕司君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時20分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◎陳情第1号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第7、陳情第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩崎書記。

〔書記朗読〕

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

既にこれは研究会をやっているのですけれども、陳情ということで、お一人ずつご意見を伺えたらいいかなとは私のほうは思いますので、副委員長のほうから何かあれば、これについて。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それでは、私のほうから。やはりこの研究会が終わった後、福島のもう一つの廃炉について、たしか1,800兆円とかという、とんでもない数字が多分テレビで流れたかと思っております。私は、やはり原発の産業界で発展するのは認めるのですが、今後はやはり考える。この意見書に対しては、一応賛成で、認めない意見書を出したほうがいいなというふうに思っています。この間の研究会でも申し上げましたように何キロ以内云々というのではなくて、やはり危険性は高いのだと。そして、そういうふうになっている地域の方は、当然背中合わせ、危険とですね。やはり不安だろうというふうに思います。対岸の火事ではありませんので、私は、この陳情は認めて提出すべきだというふうに思います。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 私は、この原発に関しましては、本当に過去の事例から見て、ただごとではないということで、先日の青木静枝さんですか、切々と思いは理解できるのですが、やはり大平のときに、この現地、議員団で視察してきまして、やはりかなりの方々が雇用されて、お仕事もされていると。そういうことで、最終的には国が判断することであって、またその計画も、この資料を

見ますと、3年後ということですので、3年かければ、このケーブルの交換ですか、現在15%しか達成していない、とんでもないというお話でございましたが、私はやはり原発の発電力も必要であると思いますので、とりあえずこれは不採択にしたいと思います。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員、お願いします。

○委員（入野登志子君） 結論からすると、私も不採択の立場であります。原発に関しては、やはり国が今責任を持って進めているところでもあるし、またエネルギーが全部、これで大丈夫よと言われたときには、本当に原発ゼロでいくのではないかと思いますけれども、やはり経済のこととか考えたときには、どうなのかなという心配があります。安全面からすると、本当におっしゃるとおりだなという部分もあります。今、原子力規制委員会が調査をしていますし、安全面でも審査をもらっているのです、この審査をもらった上で判断をしたいなと思います。

また、県議会においても、そういった質問もされておりましたので、そういった意向で、県とか、国の状況を見ていきたいと思います。当然現地、東海第二原発の住んでいるところからすれば、もう当然反対であるということは十分にわかるので、そういったことも本当に思いは十分にわかっていきたいと思っておりますが、現時点での賛成か反対かといったときには不採択という立場で考えております。

○委員長（福田裕司君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私も不採択ということで、まず皆さんが言っているように原発のかわりに本当に安全で、そして国民の生活がもっともっと楽になるものを私はこれから開発をしていくのではないかなというふうに思うので、それがかわるまではしようがないという意味ではないのですが、その辺の安全面に本当に注意をしてやっていただきたいなと。本当にベストな答えであれば、早くあれにかわって安全なものができるということを全力投球で、国のほうで、私は原子力規制委員会のほうで早くエネルギーを間に合うような、安全なエネルギーに間に合うように私は努力していただきたいというふうに今現在では思っております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私も先ほど大阿久委員のほうからあったと同じように不採択の立場でございます。実は過日、この総務の研究会で陳情者のほうから意見聴取、お伺いいたしました。その陳情者の方の陳情内容、説明等も幾分不明瞭な部分もございました。そういった部分、あとはまた県議会のほうでも不採択の立場をとられたということを含めまして、私も今回の陳情に関しては不採択の立場でございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 私も結論から言えば採択しかねるというか、不採択という立場です。

それで、これはよく読ませていただいたのですが、論点が2つあるというか、理想論でいけば、やはりもうなくす方向でとか、一日も早くなくなってほしい、それなのになぜ応援しないのかと、こういうことがあります。時に政治は、現実の今の姿を直視しなければならないということをおもうかと思えます。それで、例えば県議会のほうは、この陳情書の中で、例えば過酷事故の発生可能性の不安とか、避難の困難性、栃木県が。あとは、県民の避難というふうなこともうたっていますが、こういった県民の避難というところ、あるいは全体的な視点というのは、県議会のほうで結果を出してくれたというか、だからといって市議会は市議会できなくてはならないということもありますが、一応全体的な考え方で見るということで、そういうことがあります。

それから、もう一つは、この間の説明会のときにも幾らかお話をしましたが、川内方式でなくて茨城方式ということで、周辺の同意を拡大した。その中で栃木県は、その意見を言うことができないと。その意見を言うことについてだけれども、原発を再稼働しないということで、意見を言ってくれということもうたっています。そうしますと、この対象先が30キロ圏内の自治体になるわけですが、全国の当自治体といえますか、その設置されてあるところの自治体及び30キロ圏内の自治体に聞いてみますと、やはりこの周辺同意拡大は非常に評価をする。ただ、その一方で、どこまでの、どこが同意をするべきかということは、やはり国のほうで決めてもらうべきではないかというのが大きな意見として7割を占めたといえます。

もう一つは、例えばこうおっしゃった自治体が、果たして深読みをしたかどうかは知らないけれども、ほかの自治体に、いろいろな意見で、自分たちの、周辺自治体の、私たちがというよりも周辺自治体の方が、ほかの周りの意見によって正しい判断ができなくなってしまうというか、30キロ圏内の私たちが結果を出したいということも言っています。そういうわけで、そんな論点が2つありますので、反対をさせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 私は不採択という方向なのですが、やはりそこに働いている方もいらっちゃって、やはりそこで生活を営む方が多分に多いかなと思います。原発をなくした場合、再生エネルギーというと、次になると火力発電所、火力発電所は次の電力の発電の大きな力をお持ちになっていますよね。火力発電所の発電は世界的にCO₂を削減ということで、世界的な動きに反した問題になっていくかなと思うので、本来的なことについては、採択が妥当な話かなと思うのですが、経済的な面、環境的な面、いろいろ見ますと、現実的には稼働すべきだと私は思います。

○委員長（福田裕司君） 不採択でよろしいのですね。

○副委員長（福富善明君） はい。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私だけ採択という感じなのですけれども、要はどうっていうわけではないですけれども、ほかの地域の方のことで県議会がどうのこうのではなくて、やはり我々がどう考えるか。今生きている我々、それと未来の子供たちにどう渡せるのかということが、多分ここの最大の原因だと思います。確かに陳情書の中身は、若干違うのもあるでしょう。皆さん、納得しないのもあるでしょう。しかし、本当に原発は、このままでいいのか。使われた処理も、まだ見えていない。これは世界でもそうですね。やはり実際に事故があった。それに対しての国が持つ、東電が持つとはいっても、多分税金の面からもいっているのでしょう、その数字はわかりませんが。そういうことになれば、やはりツケは大きく回ってくるということを大きい声で言いたいです。

やはりさっき言った件数、キロ数もそうですけれども、日本に原発が今まであった、これは現実です。それを今後どうするか。それは自然エネルギーを増やせばいいんだべな。最近ですけれども、太陽光が、これは投資家もあります。キロ数の買い上げが少ないから、ちょっとやめようかなという声も聞きます。ここでまた再稼働しています。再認識。やはり風力も当然あります。原発にかわってなければ、数がある程度つくればいいのではないかなということが、やはりこれから生きる人間の世界でどう考えているかというのが非常に大事な問題だと思いますので、私は、これを機に、そういう意見書を出したほうがいいのかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 先ほどの発言の訂正をお願いいたします。

一番最初に、要は川内というふうに発言をいたしました。一番最初に、昔覚えたのが頭に残っていたものですから、大変失礼しました。

○委員長（福田裕司君） ほかにご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようでありますので、ただいまから陳情第1号について採決いたします。

賛否両論分かれたことから、起立採決で採決したいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

{	賛成	天谷浩明
	反対	入野登志子 永田武志 関口孫一郎 針谷正夫 大阿久岩人
		福富善明

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。起立少数であります。

したがって、陳情第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時47分）